

# 公の施設の指定管理者制度運用指針

神 戸 市

令和元年6月

## 指針制定にあたり

地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、地方自治体が直接運営するものを除き、指定管理者制度の導入が義務付けられた。そこで、平成16年1月に神戸市行財政改善懇談会ワーキンググループからの報告を受け、このたび公の施設の指定管理者制度の運用についての指針をまとめた。

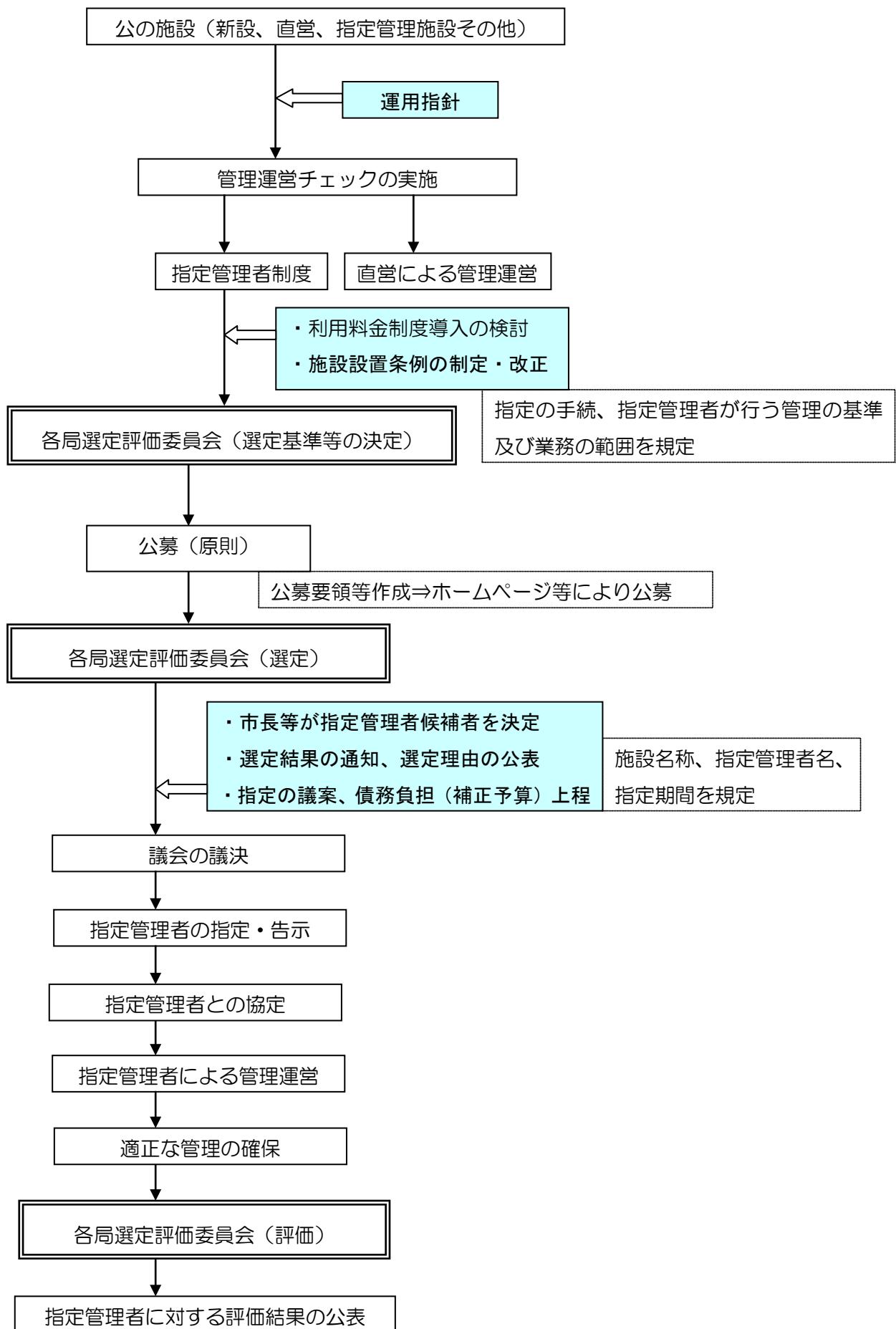
指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の選定に際して、幅広く公募を行うとともに、選定過程や手続の透明性・公正性を高めていくために、外部の有識者等の参画による選定委員会を局ごとに設置し、選定を行う。

また、直営施設も含め、すべての公の施設について、さらなる市民サービスの向上とコストの削減に取り組むとともに、管理運営チェックにより点検を実施し、民間事業者等との役割分担を明確にしていく。

平成16年3月  
神戸市行財政局

[平成17年9月改定]  
[平成18年4月改定]  
[平成20年12月改定]  
[平成24年4月改定]  
[平成25年4月改定]  
[平成26年4月改定]  
[平成28年10月改定]  
[令和元年6月改定]

## 1 全体の流れ図



## 2 公の施設の管理運営チェックについて

施設設置者は、施設の設置目的を効果的に達成するために最適な管理運営手法を選択し、その判断について、市民への説明責任を果たす必要がある。そのため、既に指定管理者制度を導入済みの施設を含め、すべての公の施設について下記の項目を適時チェックすること。

該当する項目数が多いほど、民間事業者等の管理運営の領域であると考えられる。

特に、下記の項目のうち④、⑤、⑥のいずれかに該当する施設については、民間事業者等による運営を念頭に入れ指定手続を行わなければならない。

また、市の直営施設についても、民間や市民ができることは民間や市民に委ねるという視点に立つとともに、このチェックの結果も参考にしながら、民間事業者等との役割分担を行っていく。

施設名【 ]

現在の管理運営方式【 新設、直営、指定管理施設その他 】

チェック項目	該当
①民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。	
②民間事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。	
③利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。	
④同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。	
⑤提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。	
⑥税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行える収益的施設である。	

### 3 指定管理者（候補者）の選定の手続

施設を所管する局は、指定管理者の指定にあたっては、原則、公募を実施し、(1)以下の手続を行う。

ただし、下記の場合は、公募によらず指定管理者を指定することができる。

- ① PFI事業又はこれに準ずる事業により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
- ② 当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
- ③ 地域に密着した施設で地域人材を活用する場合
- ④ 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
- ⑤ 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- ⑥ 施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）場合
- ⑦ 市の施策推進の観点から合理的な理由がある場合

また、将来、地域人材を活用する場合は、地域の実情等を勘案したうえで、現在の運営団体を5年以下の年数で指定管理者として指定することができる。

なお、公募によらず指定管理者を指定する場合は、事前に行財政局と協議を行うこととする。

#### (1) 施設所管局による施設ごとの公募の実施

- ・施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募事業者から提案を受ける提案型公募を実施する。
- ・公募にあたっては、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用する。
- ・公募期間は、1か月程度とする。（ただし、事前に十分な情報提供を実施すること。）
- ・公募施設について応募要領を作成する。主な記載内容は以下のとおり。

施設名称、設置目的、施設内容、開館時間、休館日、使用料（又は利用料金）  
指定管理者が行う業務、指定期間  
指定管理料、利用料金制の有無、関係法令等の遵守  
応募資格、説明会の有無、質疑応答、応募方法、事業計画書様式  
選定方法、選定後の取り扱い、事業報告、管理運営に対する評価

#### (2) 指定管理者選定評価委員会の運営

- ・候補者の選定にあたっては、公募・非公募にかかわらず、市長等は、「執行機関の附属機関に関する条例」に規定する各局の指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴くこととする（※）。
- ・選定評価委員会は、選定基準を定め、応募者が提出する事業計画書等に基づき利用者の平等利用の確保、管理にあたっての費用、効果、管理能力などの事項を総合的に勘案して候補者を選定することとする。
- ・指定管理者の管理運営に対する評価にあたっては、施設利用者の満足度及び苦情につ

いて調査することとする。

- ・審議内容など委員会運営については、指定管理者選定評価委員会規則に基づき原則公開とする。

※選定評価委員会で選定された事業者等については、「指定管理者の候補者」である。

選定評価委員会からの選定結果の報告後、市長等は、その審査結果を勘案して指定管理者候補者を決定のうえ、結果を応募者全員に通知し、選定理由を公表する。

また、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

### (3) 指定期間

指定期間は、5年を標準に10年以下の期間で、施設特性に応じた適切な期間を設定するものとする。

また、以下の①から③についてはその必要な期間とする。

- ① PFI事業又はこれに準ずる事業において別途事業期間が定められている場合
  - ② PFI事業又はこれに準ずる事業による施設との一体的運用が必要な施設の場合
  - ③ 施設の利用促進を目的として、施設整備にかかる投資などの提案を求める指定管理者の公募を行う場合（ただし、投資などの回収に必要な期間が客観的に妥当と認められるとともに、市が費用負担を行わない場合に限る。）

標準（5年）以外の期間を設定する場合には、行財政局と事前に協議を行う。

なお、利用者との信頼関係構築など、人的関係に配慮すべき入所型及び通所型の施設にあっては、当該施設の管理運営実績が良好な場合、1回に限り、現指定管理者を次期指定管理者候補者として再選定することができる。

### (4) 指定後の手続

- ・指定管理者との間において協定書を締結する。
- ・協定書には、施設の利用者等にかかる個人情報の保護及び施設の管理の業務に関して保有する情報の公開に対する指定管理者が行う必要な措置、施設や設備の原状回復の義務等を明記する。

### (5) 積極的な情報提供

市内での起業や民間事業者等の事業参入を促進するため、指定管理者制度導入施設の情報（施設の種類等）についてホームページ等により情報提供を行う。

## 4 適正な管理の確保

施設所管局は、サービス水準の維持・向上や施設の有効利用等、施設の適正な管理運営を図るため、利用者満足度調査や定時あるいは必要に応じて求める事業報告書等により、指定管理者が行う管理運営の実態及び課題を把握する。

この結果も踏まえ、必要に応じて実地について調査し、又は必要な指導・指示等を行う。

日常的、継続的には、施設設備の実地調査や暴力団等の排除などに取り組むとともに、コンプライアンスの推進や行政手続きの適正化等を指定管理者に対して指導、指示する。

## 5 管理運営に対する評価及び評価結果の公表

指定管理者による管理運営状況を点検し、選定評価委員会の評価を受ける。この点検・評価の結果を今後の管理運営や指定管理者の選定に反映させるP D C Aサイクルを着実に実行する。

また、評価結果をとりまとめホームページ等で公表し、施設設置者としての説明責任を果たす。